

令和4年(ワ)第45号 福島原発避難者損害賠償請求事件(第4陣訴訟)

原告 芹川輝男 外98名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

原告ら第23準備書面

(被告準備書面1から4(弁済の抗弁)に対する主張)

2024(令和6)年1月11日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺 利

孝



同

鈴木 勇

博



同

広田 次

男



同

米倉 勉

勉



同

鈴木 延

枝



同

佐藤 剛

志



同

菅野 哲

哲



同 磯 秀一 良



同 永 山 健 太 郎



同 大 木 裕 生



同 櫛 田 啓



同 三 浦 学 人



原告ら訴訟復代理人弁護士 杉 原 悠 記 子



外

第1 先行訴訟において弁済の抗弁の主張が認められていないこと

1 被告は、準備書面1から4にかけて、弁済の抗弁を主張している。

その内容は、大要、被告が中間指針に基づき行った賠償の手続において、原告らが請求している慰謝料以外の損害項目に対する支払いがなされているところ、同損害項目における被告からの支払額が認められるべき損害額を超えた支払になっている場合には、慰謝料の認定額から控除されるべきであるというものである（被告準備書面1の第1及び第2の柱書部分、3頁から5頁）。

2 この点について、本第4陣避難者訴訟に先行する避難者訴訟では、第1陣において、弁済の抗弁が排斥されているほか、令和5年1月8日に、貴庁において判決がなされた第2陣相双の訴訟（以下、「第2陣」という。平成25年（ワ）第252号、平成27年（ワ）第34号 損害賠償請求事件）においても、大要、以下のとおり判示されて、弁済の抗弁が排斥されている。

すなわち、被告が中間指針に基づき原告らに対して支払った包括慰謝料の額については、原告らの請求する慰謝料の額からこれを控除するのが当然であるとする。「一方、被告は、それ（包括慰謝料）以外の損害項目に係る既払分についても控除するよう主張している。しかし、被告は、原告らを含む被害者らに対し、請求書パック等を交付して賠償請求を促し、被告が必要と考えた場合には資料を徴求するなどした上で、損害項目ごとに賠償額を合意し、その支払を行ってきたものである」。「すなわち、被告は、各損害項目に係る損害賠償債務の発生を認め、これを填補するものとして支払をしてきたものと認められるから、被告が各損害項目について支払った賠償額は、全て当該損害項目に係る被告の損害賠償債務に充当され、剰余を生じないものということができる（被告のADR手続等による既払分も同様に解することができる。）。

したがって、原告ら主張の慰謝料額に対応しない損害項目に係る既払分が充当されると認めることはできない。」（甲B98）。

3 そして、令和5年1月24日、上記第2陣訴訟の裁判の判決は確定した。

4 上記 2 の判決の内容からすると、被告が本第 4 陣訴訟における準備書面 1 等で行った弁済の抗弁の主張は、第 2 陣訴訟における弁済の抗弁の主張と同様であると解されるため、第 2 陣訴訟同様、認められないといえる。

以上